

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～

令和6年7月

公益財団法人 全日本剣道連盟

1

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・ 令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定 令和5年6月改定

*スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

- ・ 令和2年9月全剣連は一般財団法人から公益財団法人に

共通して重要なこと

- **ガバナンス(適正な組織運営)の強化**
- **コンプライアンス(法令遵守)徹底**

2

2

ガバナンスとコンプライアンス

・ガバナンス

- ・「統治・支配・管理」
- ・スポーツ庁によれば
 - スポーツ団体が社会的責任を果たすための有効な方法、スポーツが社会からの信頼を勝ち得、強化、普及を行っていくための武器
 - 適切な組織運営、健全な団体運営を目指す、スポーツ団体自身による管理体制
- ➡ 組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任

・コンプライアンス

- ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
- ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
- ➡ ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

3

3

(参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定
(都道府県剣道連盟にあっては「一般スポーツ団体のガバナンスコード」)

【ガバナンスコードにおける13の原則】

原則1: 基本計画の策定
 原則2: 役員等の体制整備
 原則3: 組織運営に必要な規定整備
 原則4: コンプライアンス委員会設置
 原則5: コンプライアンス教育
 原則6: 法務・会計等の体制整備
 原則7: 情報開示

原則8: 利益相反の適切な管理
 原則9: 通報制度の構築
 原則10: 懲罰制度の構築
 原則11: 選手・指導者との紛争解決
 原則12: 危機管理・不祥事対応体制
 原則13: 地方組織等との関係

- ➡ 毎年自己審査、公表
- 4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

4

4

なぜコンプライアンスが重要か

- ・企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - ・スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - …資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

5

5

剣道人口の減少

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) ➡ 112万人(2019年) 82.9%

- ・高校剣道部員数(高体連資料より)

| | 卓球 | 弓道 | 剣道 | 柔道 |
|--------------|--------|--------|---------|---------|
| 2003年(平成15年) | 67,062 | 65,162 | 59,382 | 35,628 |
| 2019年(令和元年) | 76,328 | 62,278 | 38,435 | 17,904 |
| 増減 | +9,266 | △2,884 | △20,947 | △17,724 |
| 増減率 | 113.8% | 95.6% | 64.7% | 49.7% |

- ・中体連:平成15年から令和元年 37%減 (女子委員会資料より)
- ・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以上(同上)
- ・初段登録者数:平成13年4.7万人 ➡平成30年3.2万人 △32% **令和5年度?**
同年13歳(中1)人口 (127万人) ➡ (107万人) △16%

6

6

剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
 - ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
 - ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
 - ・汗臭い
 - ・痛い
 - ・体罰のイメージにつながっていないか?
- ➡ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

7

なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 総件数 | <u>14件</u> | <u>15件</u> | <u>20件</u> | <u>33件</u> |
| 実名告発等 | <u>8件</u> | <u>9件</u> | <u>18件</u> | <u>23件</u> |

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死 (高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金 (中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予 (スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他 (高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為 (高校)

8

8

今一度、考えよう

- 剣道の理念
 - 剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- 剣道修練の心構え
 - 剣道を正しく真剣に学び・・・
- 剣道指導の心構え
 - (竹刀の本位) (礼法) (生涯剣道)
- 全剣連倫理に関するガイドライン
- その他にも
 - やってみせ、言ってみせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

9

9

全剣連の取組み

- 倫理規定制定
- 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、以降数次改定最新版は令和5年11月一部改定)
- 相談・苦情窓口の設置
- 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

10

10

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- ★ 理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- ・ 対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

11

11

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

- ・ 暴力・パワーハラスメントの絶対禁止
 - 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
 - ✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件
(役員による暴力3件、教師による体罰6件)
 - 暴力に対する考え方(間違い)
 - ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
 - ✓ 「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
 - ✓ 体操女子暴力 ～ 本人も家族も納得していた
 - ✓ 殴るには殴る理由がある

12

12

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

・ 2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

- ・ 暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
- ・ 剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとるとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

- ・ 暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

13

13

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

・ セクシャル・ハラスメント

➢「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」

・ 差別の禁止

- ・ 合理的理由のない一切の差別を禁止

・ アンチドーピング及び薬物乱用

- ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
- 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底

・ 指導的立場にある者と選手等との関係

➢相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動

・ 審査に関する金銭授受の禁止その他

- ・ 審査は厳正、公正、適切、誠実に

14

14

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- 不適切な経理処理
 - 適正な経理処理と不正行為の防止
 - ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- 選手・役員選考
 - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- 安全・事故防止
 - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- 一般社会人としての規範
 - 反社会的勢力には特に注意

15

15

ガイドラインに対する違反行為があった場合

- 全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
 - 不祥事発生の場合)
 - ✓ 都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
 - ✓ (又は) 諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上
 - 処分内容
 - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
 - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- 都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

16

16

ご清聴ありがとうございました。

令和6年7月

公益財団法人全日本剣道連盟

17